

刑法・少年法

改悪に異議あり!

緊急アクション

拘禁刑新設・侮辱罪重罰化に異議あり! 院内報告・討論会 5・31「刑法等改正法案」の慎重審議を求める集い

政府・与党はまともな審議もないまま「刑法等の一部を改正する法律案」を今通常国会で成立させようとしています。

刑法等改正案は、3年半にわたる審議（2020年10月に答申）を経て、刑法・刑事訴訟法・被収容者処遇法・更生保護法などの刑事法を「再犯防止」を軸に大改悪を狙う法案です。これにネット上での誹謗中傷によってTV出演者が自殺するという痛ましい事件を口実に、たった2回の審議で2021年10月に出された答申に基づいて作られた「侮辱罪」の重罰化法案をむりやりに一本化したいわゆる「まとめ法案」です。

①禁錮刑を廃止し懲役刑に一本化した上で「拘禁刑」とし、拘禁した上で、「作業」と「指導」を「改善更生」のための刑罰とする、②裁判官が保護観察付き執行猶予判決を出しやすいようにし、③民間の更生保護施設や地域を動員して保護観察制度を強化する、④処遇の決定・実施について「被害者・家族等の心情」を反映させるなどなど刑事法の大規模かつ重大な変更であり、各条文をチェックするだけでもかなりの時間を要します。これに、⑤ネット上のみならず、広範に表現・言論を規制・弾圧しようという非常に危険な「侮辱罪」の重罰化が

加わっています。少なくとも、①～④と⑤は別個に審議すべきです。

憲法下の基本法である刑事法の大「改正」案は、今後のこの国・社会の根幹を左右する重大な法案ですが、政府・与党は、一括審議、スピード審議で成立を目論んでいます。まともな審議もないまま成立させるなどありえません。

「作業」一労働と「指導」一教育（人格改造プログラム）を「改善更生」のための刑罰一義務と規定する「拘禁刑」は自由刑の国際原則に反しており、そもそも、基本的権利である労働と教育をひっくり返して「改善更生」のための刑罰一義務などとしている国家はありません。社会復帰（改善更生）のための「プログラム」は強制してもほとんど効果がないというのが国際的な常識となっています。法案では、改善更生のために「被害者等の心情」を聴取し、受刑者に「伝達」し処遇決定などで「考慮」するとしています。しかし、医療観察制度では本人に反省を求める「内省プログラム」によって多くの自殺者が出ています。また、「更生緊急保護」の対象・期間を拡大し、起訴等の処分保留者から満期出所者まで継ぎ目なく再犯防止のために監視しようとしています。

「侮辱罪」が対象にしている言論・表現の自由にかかわる問題については刑罰を設けるべきでないというのが国連人権規約委員会の見解です。

今回の刑法等改正案は、戦争・治安国家体制づくりを目論むものです。拙速審議での成立を阻止すべく、5月31日に院内集会を開催します。ぜひご参加を!

■日時：5月31日(火) 12:30～14時

■場所：参議院議員会館 B107会議室

★ 12:00から1階ロビーで入館証を配布

■内容 提起：刑法学者
発言：弁護士、市民・運動団体、国会議員 他
(予定)

▶ 刑法等改正案審議入りに反対するアピールと侮辱罪重罰化に反対する声明
団体・個人の賛同を! 詳細はこちら → <https://keihoh.org>

■主催：刑法・少年法改悪に異議あり!緊急アクション
mail: action@keihoh.org <https://keihoh.org> →

■連絡先：救援連絡センター
東京都港区新橋2-8-16 石田ビル5階 TEL: 03-3591-1301

